

「令和2年度第1回高知市子ども・子育て支援会議」

開催日時：令和3年2月1日（月）18時30分～20時30分

会 場：高知市役所本庁舎6階 612大会議室

欠席委員：小野委員

公開区分：公開

（子育て給付課 藤原課長）

ただいまから令和2年度第1回「高知市子ども・子育て支援会議」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、本会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、こども未来部子育て給付課長の藤原でございます。議事に入りますまで、司会進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

ご存じのとおり、今般の新型コロナウイルスの感染防止策といたしまして、可能な限りスムーズに会議を進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の会議では、「平成27年度～令和元年度の第1期高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況」につきまして、ご説明等をさせていただきます、ご議論いただきたいと考えております。

先ほどお願いいたしましたとおり、新型コロナウイルスの感染防止対策といたしまして、最小限の人員により、会議を進めさせていただきたいと思っております、事務局側につきましては重点施策の実施状況の報告等に関連する部署に限り、出席をさせていただいておりますので、ご理解のほど宜しく申し上げます。

続きまして、本日の配付物の確認をお願いいたします。本日、配布資料といたしまして皆様のお席の方に本日の会次第、それから委員名簿、座席表、それと高知市子育て世代包括支援センターの資料と事業計画実施重点施策の今後の取組方針に対する評価とご意見等の資料を置いております。それから、本日の会議の資料といたしまして先にお送りいたしております資料1～5、資料1子ども・子育て支援事業計画重点施策の取組状況への評価について、資料2高知市子ども・子育て支援事業計画重点施策の取組状況について、それには、別紙がついております。それから資料3高知市子ども・子育て支援事業計画実施状況等確認表、資料4高知市子ども・子育て支援事業計画数値目標実績表、それから、資料5としまして、高知市こども未来部の新型コロナウイルス対策状況について、のこれらの

資料をお送りさせていただきました。配布物・資料等に不足がございましたら、事務局の方までお知らせください。

皆様、資料はそろっていますでしょうか。

はい、それでは、開会にあたりまして、こども未来部長の山崎よりご挨拶を申し上げます。

(こども未来部 山崎部長)

皆様、こんばんは。こども未来部山崎と申します。本日は、大変ご多忙の中、ご参加いただきまして、また、リモートの方で今回ご参加いただいている委員さんもいらっしゃいます。本当に貴重なお時間をありがとうございます。お手元の子育て世代包括支援センターのチラシがございます。またちょっとご覧になってください。リモートの方には、メールでお送りさせていただいております。ご確認の方をお願いいたします。こちらの裏面になりますが、東部の子育て世代包括支援センター、これは令和3年3月を、つまり来月ですが、目指しまして、ただいま準備を進めているところでございます。「子育て世代包括支援センターへ」を開いてもらいますと、中に業務が書かれております。主に、いろんな子育て支援がありますが、母子健康手帳の交付、つまり、妊娠届出の受理のところからということになります。このときに子育て世代包括支援センターでは、保健師または母子保健コーディネーターの方、専門職の方による面談、それからスクリーニングをおこないまして妊婦さんのリスクでありますとかそういったものを早期に把握できることができます。それが適切な支援につながっていくということで、になります。表紙の方を見ていただきますと、地域窓口センターの交付は令和3年3月末で終了ということで、これまで、専門職の面談とかができない場合、窓口センターの方での交付も行っておりましたが、それを3月末で終了いたしまして令和3年4月からは妊婦が全員と専門職が面談できるようになります。このことが、切れ目のない支援のスタートと言いますか、入口として非常に大切であると思っています。この裏側にあります3か所の子育て世代包括支援センターに加えまして今年度北部の方にも設計をやっております。来年度、予算がつかましたら建設の方にも入っていきたいと考えております。改修ですね。既存の施設の改修になります。それに入っていきたいと思います。それによりまして、利便性の方も確保した中で妊婦さんとの全員面接。適切な支援へのつなぎというのを取り組んでいきたいと思っています。本日の令和2年度の第1回会議は第1期計画の最後の進捗状況の確認というのを行っていただくようになります。昨年度に策定しました第2期計画、これの施策の反映に、施策の推進に反映させてまいりたいと考えております。

それでは、本市の子どもたちの成長のためにぜひ活発なご議論いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

(子育て給付課 藤原課長)

続きまして、本日の会議の成立についてご報告させていただきます。本日は、委員さん15名中、現時点での出席で14名の出席となっております。条例で定めております会議定足数を満たしております有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、本日は齊藤委員さん、中西委員さん、畑山委員さん、宮地委員さんが、リモートでご参加いただいております。小野委員さんにつきましては、ご都合により欠席というふうにご連絡をいただいております。

委員の皆様のうち1名の方が交代となっておりますので、ご紹介させていただきます。

松下整様の後任といたしまして、高知市立小中義務教育特別支援校長会から市原俊和様に委員をお願いしております。

市原さんお願いします。

(市原委員)

みなさん、こんにちは。今年度ですね、高知市立小中義務教育特別支援学校長会の会長を務めさせていただいております高知市立第六小学校校長の市原と申します。よろしく願いいたします。

小学校でいいますと、後30数日で6年生が卒業するという大きな節目を迎えようとしております。こういうですね、大きなステージの変化といえますか、新たなステージへ移ろうとしている子どもたちと日々接していることが非常にありがたくそして誇りにも思う毎日でございます。今日ですね、皆様方のご意見を拝聴しながらよりよい学校教育に目指していけるように取り組みたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(子育て給付課 藤原課長)

ありがとうございました。

引き続き委員をお願いしております皆様、本市における子ども・子育て支援の推進に今後ともご協力いただきますようによろしく願いいたします。

続きまして、高知市側の出席者について紹介させていただきます。

担当の職員も来ておりますが、各課の課長まで自己紹介をしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

(こども未来部 中城副部長)

こんばんは。こども未来部の中城と申します。本日はよろしくお願いいたします。

(子育て給付課 藤原課長)

改めまして子育て給付課の藤原と申します。よろしくお願いいたします。

(子ども育成課 長尾課長)

子ども育成課の長尾と申します。よろしくお願いいたします。

(保育幼稚園課 山中課長)

保育幼稚園課，山中と申します。

(母子保健課 寺尾課長)

母子保健課の寺尾と申します。よろしくお願いいたします。

(子ども家庭支援センター 坂田所長)

子ども家庭支援センターの坂田と申します。よろしくお願いいたします。

(子育て給付課 藤原課長)

それでは，議事に入ります前に，会議の開催に当たりましてお願いがございます。本会議は情報公開の対象となっておりますので，議事録を作成いたします。発言の際にはお名前をおっしゃっていただきまして，その後にご発言をお願いいたします。また，リモート参加者に伝わりやすいように大きくゆっくりとご発言くださいますようお願いいたします。なお，録音のほうもさせていただきますので，ご了承くださいませ。

また，携帯等をお持ちの方につきましては，電源を切るかマナーモードに設定をしていただきますようお願いいたします。

それでは，これから議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いいたします。有田会長，よろしくお願いいたします。

高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について
(第1期 平成27年度～令和元年度 令和2年度報告分)

(有田会長)

それではよろしくお願いいたします。

このたび新しい形での会議になりますので，いろんなことで大変なこともあるかと思いますが，皆様方どうぞご協力いただきましてご活発にご意見いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは，会次第にしたがいまして議事を進めてまいります。

議事1の高知市子ども・子育て支援事業計画の実施につきまして，事務局の方から説明をお願いいたします。

(子育て給付課 久松課長補佐)

子育て給付課の久松と申します。よろしく申し上げます。それでは私の方から、今回委員の皆様をお願いいたします評価の手順についてご説明させていただきます。まずお手元にお配りしております右肩に「資料2 別紙」と書かれたA4 1枚の資料の方をお願いいたします。まず計画の構成から説明させていただきたいと思っております。

左の方から、オレンジのところですが、基本理念になりまして、3つの基本方針の基に施策体系が「1子どもの誕生と健康への支援の充実」から、2, 3, 4, 5と大きく5つの施策体系にわかれており、それぞれ1-1, 1-2と枝番がついて合計20の施策体系に分かれております。

これらの計画で目指していくべきテーマのようなものになっておりまして、この各施策にそれぞれ具体的な事業の取り組みというものが構成されています。この事業についてが、各課が個別の目標を立てて、予算を取って実際に取り組んでいる事業となります。それが資料の右の括弧の枠内に入っているものです。

今回委員の皆様には評価をお願いしたいのは主に、この施策体系のうちの、色で囲っているところ、たとえば1-1, 左肩に◇(ダイヤ)のマークがある「健やかな子どもの誕生への支援」これが2-2, 3-1, 3-2, 4-1, 4-3, 5つ。これが計画の中で特に重要な取り組み、重点施策という位置づけになっております。

この重点施策の中から、先ほどの右の具体的な事業、それぞれ複数あるんですけども、特に2つ、各施策から2つずつピックアップしまして、10個の具体的な事業の成果を本日も説明させていただきます。

たとえば1-1でしたら、赤字の星印のところですけども、母子健康手帳交付、それと利用者支援事業というふうに分かれております。この本日も説明させていただきます事業をまとめたのが、お手元の資料2です。ホッチキス留めの冊子になっていますけれども、これが重点施策の各具体的な事業をまとめた資料になっております。この中に、具体的な事業のそれぞれ個別の目標とか、令和元年度の実績、それと、所管部署での自己評価等まとめておりまして、この後順次ご説明させていただきます。これを中心に評価していただくんですけども、お手元にですね、資料3のこちらのホッチキス留めの資料になりますけれども、先ほど重点施策以外の合計20の施策があるとご説明しましたけども、これが計画に位置づけられているすべての施策、具体的な事業の概要と、それぞれ実績等まとめたものです。これは評価していただくうえですね、計画全体俯瞰する参考資料としてご覧いただけたらと思います。同様にお配りしてあります資料4ですけども、こちらが計画で目指していくべき具体的な数値ですね。大目標といいますか、数値の内容と実績をまとめたものですので、こちらも参考資料としてご覧ください。今申し上げました評価の手順等についてはですね、資料1にまとめていますのでまたご参考にさせていただきます。実際、委員の皆様にはお願いする評価についてはですね、様式をこちらもお手元に「FAX返信先」

と書かれているこういう1枚の評価シートがあるかと思えますけれども、こちらの方です。各重点施策の評価とご意見等を書いていただくんですけども、今年度からメール・FAX・郵送いずれでもかまいませんので、事務局までご提出ください。メールアドレスにつきましては、こちらすみません次から次へと…本日お手元に「連絡先について」という用紙を1枚裏に机の上に置かせていただいていたと思うんですが、こちらです。下から2行目のEメールアドレス欄にこちらで把握している委員様のアドレスをこちらに書いておきますので、修正等がないかご確認ください。それと、空欄になっている委員様におかれましては、お手数ですが、アドレスをお持ちでしたら、こちらに書いていただけましたら、後日、各委員様に様式のデータをメールで送信させていただきます。もちろんFAX・郵送でも構いませんので、お手元の返信用封筒をご利用いただけたらと思います。以上でちょっとざっとですが、評価の手順についてご説明させていただきました。何かご質問等ありませんか。

(有田会長)

ただいまの事務局の方の説明につきましてご質問ございませんか。なければ、重点施策の母子保健課からの説明よろしく願いいたします。

(母子保健課 野田課長補佐)

母子保健課の野田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、母子保健課からはスライド4の重点施策① 健やかな子どもの誕生への支援について説明させていただきます。

スライド5をご覧ください。

本施策の概要としては、妊娠期の適切な母体管理のため、若い女性の健康への意識を高め、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行うとともに、妊娠期からの関わりにより出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくため、必要な情報の提供や支援を行う体制を整備するものです。目標を早産児・低出生体重児の減少としており、指標として低出生体重児の出生割合を11.6%から9.5%に下げることが目標に設定しています。

スライド6をご覧ください。

目標達成のためのアプローチとして、列記している事業を行っております。今回は、この中から枠囲みをしております『母子健康手帳交付』と『利用者支援事業』の2事業について説明させていただきます。

スライド7をご覧ください。

まず、『母子健康手帳交付』についてです。

母子健康手帳は、妊娠から出産・育児を通しての母と子の一貫した健康管理を行うための冊子で、平成26年度までは、母子保健課と地域窓口センター9か所で事務職員による交付をしておりました。平成27年度には母子保健課に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等の資格を持つ母子保健コーディネーターを配置して、交付時に妊婦との面接を開始しました。令和元年11月には西部健康福祉センターに2か所目の子育て世代包括支援センターを設置し、交付時に妊婦と面接できる所が2か所になりました。

実績はスライド8をご覧ください。

産科医療機関への説明や市広報等での周知により、母子健康手帳交付時の面接率は55%に向上してきました。

次に、スライド9の『利用者支援事業（母子健康型）』についてです。

利用者支援事業の母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行っていくため、子育て世代包括支援センターに保健師・助産師等の専門資格を持つ職員：母子保健コーディネーターを配置し、妊娠・出産・子育てに関する総合的な相談支援や関係機関との連絡調整等を実施するものです。

母子保健コーディネーターの主な業務としては、先ほど説明した母子健康手帳交付時の妊婦との面接があります。妊婦の健康管理や養育環境のリスク、支援ニーズを把握して、必要な情報提供や保健指導、相談支援を行うとともに、必要に応じて医療機関や関係機関との連絡調整を行い支援につなげています。その他、来所相談や電話相談、訪問支援などを実施しています。

実績はスライド10をご覧ください。

母子保健コーディネーターの配置数は、少しずつ増員し、令和元年度11月の西部子育て世代包括支援センターの開設に伴い、2か所で合わせて5名の配置となっています。元年度の活動実績は記載のとおりです。妊娠届出時の面接等で得た情報をもとに妊婦支援検討会で協議し、支援の必要な人はコーディネーターと地区担当保健師とが連携しながら対応しています。妊娠期から支援が必要な人を把握し、早期から支援を行うことで、健やかな子どもの誕生と児童虐待の予防につながっていると考えます。

スライド11をご覧ください。

目標の達成状況についてです。目標は、適切な保健行動等による早産児・低出生体重児の減少で、指標である低出生体重児の出生率（出生百対）は直近で10.0%となっています。計画策定時の11.6%からは下がり、全国との差も小さくなってきたものの、目標の9.5%は

達成できておりません。

スライド12をご覧ください。

以上のように、子育て世代包括支援センターの整備・充実により、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援につなげるしくみができつつありますが、妊婦との面接率は100%に達しておらず、指標としている低出生体重児の出生率も目標を達成できていないことから、内部評価は4で、今後も課題への対応を行い取組を継続していく必要があります。

スライド13をご覧ください。

今後の方向性については、

- ①医療機関との連携を引き続き図り、必要な方には妊娠期からの支援や母体管理を行っていきます。
- ②早産予防のための妊娠中の健康管理や、産後うつの予防のための知識の普及や啓発を、母子健康手帳交付時やパパママ教室等の様々な機会を活用して取り組んでいきます。スライドには記載できておりませんが、令和2年10月から産婦健診を開始し、産後うつの早期発見と支援体制の強化を図っていきます。
- ③妊産婦の家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし、子育てに臨めるようにサポートすることを目的とする地域の仲間づくりやサービスの提供等に向けて取り組んでいきます。具体例としては、子育ての困難性が高い双子等の多胎家庭の交流会を令和2年度から開始しており、3年度からは多胎家庭に育児サポーターを派遣し、育児・家事の介助や外出時の補助をする多胎家庭支援事業を開始する予定です。
- ④令和3年3月には東部地域に3か所目の子育て世代包括支援センターを開設し、令和3年4月からは母子健康手帳の交付を3か所の包括支援センターに集約することにより、全妊婦との面接が実現します。この妊婦面接を入口として、支援が必要な妊婦を早期に把握し、必要な支援をしていけるよう相談支援体制の拡充に努めます。このことにつきましては、お手元にパンフレットを配布させていただいておりますので、ご覧くださいますようお願いいたします。

以上で「健やかな子どもの誕生への支援」についての取組み状況及びまとめについての説明を終わります。

(有田会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして何かご質問・ご意見ございませんか。

はい、吉川委員

(吉川委員)

この低出生体重児の割合というのは、高知県はずっと高いんですけど、これっていろんな要因があると思うんですよね。子宮内の発育が悪い、そしたらまた生活を気をつけなければいけない。早産が多いんだったら、早産に対してやらないといけないんですけど、どちらが主体なんですか？大きく分けたら二つなんですけど。

(有田会長)

ただいまのことにつきまして、事務局の方からお願いします。

(母子保健課 野田課長補佐)

どちらというよりも、もちろん早産をできるだけ生活の中で予防できるよう支援していくということと、満期産でも小さく産まれるお子さんもいますので、妊娠中の母体の健康管理あるいは栄養等、そういったものを含めて支援をしていくという姿勢で行っております。

(有田会長)

吉川委員。

(吉川委員)

わかりました。早産がですね、どのレベルで38週未満の人がどれくらいいて何週くらいがどうかとか、そういう風なことについて何かこう、わかっていることがありますか？そういうふうにするのはわかるんですけど、どこにポイントをしぼってやったらいいかということなんですけど。

(有田会長)

事務局の方お願いします。

(母子保健課 野田課長補佐)

妊娠週数別の出生状況というところの分析はまだできてないところがあります。

(吉川委員)

早産の率も全国と比べたら多いわけですかね？体重だけでなく。満期産で産まれた人の体重も低いんですか？

(母子保健課 野田課長補佐)

高知市のデータの分析と全国とを比べることが詳細にはできておりませんので、今後取り組んでいきたいと思えます。

(吉川委員)

比較するものが高知県と比較してみたり、全国と比較したり、工夫していただきたい。

(有田会長)

せっかく目標を作ってますので、このところがきちんと達成できるようにするためにはどここのところに要因があったのか、先ほど吉川委員が言われたように、全国と高知を比較したときの母数が違っていると、分からないと思えますので、きちんとした全国との出し方との高知市とのところを合わせてもらって、具体的に何が要因であったのか、そのために目標にしたかったのかという分析を是非よろしくお願ひします。

(吉川委員)

もう1点いいですか。

(有田会長)

はい、吉川委員。

(吉川委員)

このスライドの10なんですけども、55%の方にあつて妊婦支援検討会という中で、支援する対象の妊婦さんを選びだすというか、見つけて、その方が294人なんですけど、これは来所の人とたまたま一緒だったということですよ？これは関係ないんですよ？全体の中の294人がその…

(母子保健課 野田課長補佐)

たまたまです。はい。

(吉川委員)

それですね、要支援者というのは、結局いろんな話を聞いたら要支援者になるかもしれないけれども、その場ではうまく話をしているんだけど、実際に周りの方、違うところから情報が入ってきてですね、この家庭は要支援だというようなことは情報として医療機関からこの方は要保護の妊婦だというのはあるかもしれませんが、それ以外に、ちゃんと何か捉える…来る人はいいんですけど来ない人についてどうするのかというところをちょっと聞きたいんですけど。

(母子保健課 野田課長補佐)

はい。すべての妊婦さんに面接できている訳ではありませんので、実際には産婦人科の方で妊婦検診等を受診した時にそちらの産科の方から、気になる妊婦さんがいるという情報を継続看護連絡票といった形でいただいて、妊娠中から医療機関ともそのケースについて情報交換をし、必要に応じては妊娠中からそのケースにコンタクトをとって支援に入っていくということをしています。

(吉川委員)

そういうふうなことをやることによって、だいたいきてくださって相談する人、そうじゃない方もだいたいは捉えられてますかね？というのも、南国市に同じような会議に出るんですけど、南国市はそういう方をどんどん「こういう情報なんです」というふうに、検診のときに言ってくれるんですよ。そういうすごい、どこから情報を得ているかはわかりませんが、高知市は子どもさん多いから、なかなかそういう情報を全部捉えられないと思うんですけど、大体捉えられているならいいんですけども。抜け落ちていろんなことが起こったとか、そういうことはないんですかね？この体制。

(母子保健課 野田課長補佐)

妊娠期に問題は無くても、実際に産んでみて子育て始めると、いろいろ問題が出てくる方もいますので、妊娠期に全員やっているからすべて後はOKということは決してありませんので、妊娠期にまずは支援が必要な方は支援を始める。また、赤ちゃん訪問等で、乳児早期に関わったときに支援が必要な方を発見して、そこから支援がスタートする方もいますし、また、赤ちゃんの時には問題はなかったけれども、そういった検診等で、なんらかの支援が必要なことがわかったり、あるいは地域から虐待疑いの通報等に関わって、やっぱり養育が大変な状況であることを把握してそこから支援が開始するケースとかありますので、いろいろな成長の過程の中でいろんなところから支援が必要な人を把握してそこから支援をスタートしていくというふうな、いくつもの網の目をかけるという形でしております。

(有田会長)

妊娠期から、それから子育て、早期にかけて、いろいろな悩みや不安持ってらっしゃる方がいて、それぞれには、部署部署では支援をされているとは思いますが、支援の内容がうまく伝わっていないので、必要な支援が十分っていないところがあるだろうと思いますので、今後の方向性につきましても、様々な機会を利用してとか、サービスの提供等々でありますけども、ここのところをうまく連携できていけるような仕組みをどう高知市で作っていくのかというところがあって、はじめて支援がうまくまわっていくと思いますので、どのような繋がりを作っていくのか。今南国市の例を言われましたけども、高知

市の場合どうやってやっていけばうまくできるのかということも是非、仕組みを検討していただきたいと思います。

他にございませんか？はい。

(神家委員)

神家です。よろしく申し上げます。先ほどの面接率の55%という数ですが、これは面接を100%を目指そうとしているのでしょうか？それとも結果的に55%になっているという…先ほどの、産婦人科の方から連絡が行って必要な方に面接をしている、それがたまたま55%なのか、それとも、もっともっと面接を増やそうとしておられるのか、そのところはどうかでしょうか？

(母子保健課 野田課長補佐)

はい。現在は、妊娠届出時に面接をできるのが母子保健課に開設している子育て世代包括支援センターと西部子育て世代包括支援センターの2箇所になりますが、母子手帳の交付は、それ以外に、従来の地域の窓口センター9箇所での交付も並行して行っておりますので、できるだけ包括支援センターのほうに妊娠届出に行くように産婦人科さんのほうからもお勧めはいただいておりますけれども、やはり近くの窓口センターがあればですね、そこへ母子手帳の交付を受けに行く方も現在いらっしゃいますので、そういった方たちは面接ができないということで、実際この2箇所の包括にいらっしゃった方が今の時点で、昨年度末で55%ということになっております。2年度は7月から2箇所ですので、面接率が徐々に上がってきておりますが、先ほども申しましたように、4月からは、窓口センターでの母子手帳の交付は終了しまして、3箇所目の包括支援センター東部ができますので、3箇所の包括支援センターでの面接のみとなりますので、来年度4月からは100%の面接になります。

(神家委員)

わかりました。100%にあげることを目指すために、これまで窓口センターでやっていたのを全部支援センターのほうで配布をし、面接を行うということに改善をしたということでしょうか？

(母子保健課 野田課長補佐)

そうですね。市民の利便性もありますので、2箇所だけで全数、2箇所に市民に行ってくださいというのは、なかなか地理的な状況もありますので、中央部と東部、西部の3箇所が開設された時点で、窓口センターを閉めて、100%の面接に持っていかうという計画で、そういう包括支援センターの配備もしてきたところです。

(神家委員)

そういうふう改善をされて、そういう方向に持って行っているという理解でよろしいですね。

(母子保健課 野田課長補佐)

はい。

(神家委員)

はい、ありがとうございました。

(有田会長)

他にございませんか。

(有田会長)

はい。伊野部委員。

(伊野部委員)

伊野部です。これは部長への質問になるかもしれませんが、いま説明で、北部には緊近に整備されるということですが、南部地区については全然予定は無いんでしょうか？

(有田会長)

事務局、お願いします。

(こども未来部 山崎部長)

高知市の南部地区のほうについては、いまお子さんが減少しているような状況がございまして、また産科医療機関に行かれてから妊娠届出に行かれるケースが多いんじゃないかというふうに考えておりまして、その産科医療機関の配置でありますとか、市内のお子さんの出生状況をですね、そういうことも見ながら、もちろんその利便性を高めるためには、南部、おそらく瀬戸とかそういった地域にあればというふうには思っております。まずは3箇所スタートしまして、北部を加えるということによりまして、利便性を高めて、そこから先の展開は、いま厚生労働省のほうにも、地域共生社会ということで、重層的支援体制整備事業というのが来年度から始まります。これについては、高齢、障がい、介護等、子ども・子育てというところを、一緒にやっていくという動きがありまして、こういった動向も見ながらですね、高齢のほうでしたら南部とかもございまして、そういったところともあわせて、考えていきたいというふうに考えております。

(有田会長)

はい。伊野部委員。

(伊野部委員)

はい。市全体で言えば南部地区も振興というのもひとつの課題になっているので、その辺は柔軟に考えていただけたらと思うんですけど。それから、すみません、もうひとつは今9箇所支援センターでやられているということですけど、こういうリモートをやって、面接というのはいらないんですか？母子保健課に保健師さんがおいでで、その支所においでの方とこういう対面で。今、診察もリモートでやるような時代なんで。そうやって構えるのも必要ですけど、そういった支所だったらもっと人も行きやすいんで、そこで保健師さんとこういった形でやるってことになればですね、またずいぶん妊婦さんのほうも楽になるんじゃないかと思うんですけど。それから保健師の配置のほうも、極端に言ったら1箇所居れば、話ができるということです。どうしても顔と顔を突き合せないといけないのか、そのへんちょっとどうでしょうね。

(有田会長)

はい。事務局。

(こども未来部 山崎部長)

こども未来部山崎です。大変素晴らしいご提案をいただきまして、ありがとうございます。ちょうど先週、国の第三次補正予算が成立をしまして、その三次補正のなかに、こちら2月補正に向けて準備をしております、そのなかにICTの整備というものを子育て世帯の包括のほうにやっていくようにはしています。ただ、今現在は、そういった状況が、インターネットに接続できる端末もない状態ですので、それを入れることで、その土台はできあがると思います。それから先は、大変いいアイデアをいただきましたので、そういうことがお申し込み、ニーズもあればですね、対応できるようにしていくことが必要ではないかと考えておりますので、これから研究をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

(有田会長)

新しい、本当にこの難しい状況のなかで、いろいろな方法を是非、事務局のほうで検討していただきたいという要望で、それから、国のほうにある、使えていける仕組みがあるのならそれを使っていただきまして、市内全域で子育て家庭の方たちが安心して、相談ができるような状況を是非お願いしたいと思っております。

ほかにございませんか。井上委員。

(井上委員)

井上です。先ほど伊野部委員が質問されたんですけど、たしかに時代の流れとしてはすごくいいアイデアで良いと思うんですけども、若干懸念しているのが、初めて会う方というのが、なかなかリモートでは感じとれない部分があったりするっていうところが、この流れでいってしまうのは仕方が無いのかなというふうに思いますけど、やっぱり対面で、感じられる部分、いわゆるコーディネーターの方が感じる、五感で感じる、その方のおいであったりとか、いろんな生活感であったりっていうのが、なかなかその画面通しでは感じられないところがあると思うので、初めの面接はやっぱり直接面接したほうがいいのか、というふうなところも、意見として。

(有田会長)

それぞれの状況に応じて適切な方法でいろいろなことを是非検討していただきたい、というところでもよろしいでしょうか。

ほかにございませんか。はい。無ければ、重点施策2のより質の高い教育・保育の推進のご説明のほうよろしく願いいたします。

(保育幼稚園課 沖係長)

重点施策②より質の高い教育・保育の推進について説明いたします。学校教育課と保育幼稚園課で担当いたします。

まず、前半は私、保育幼稚園課 沖より報告させていただきます。よろしく願いします。

スライド17をお願いします。

2-1 施策の概要と目標です。施策の概要は、幼稚園教育要領等に沿った教育・保育の実施に取り組むとともに、研修の実施などによる職員の資質向上、施設間の連携や、小学校との連携・交流に取り組みます。

指標数値の目標として、保・幼・小の教職員連携実施率の目標を80%に設定しています。

この実施率は、5歳児の在園している園と1年生が在籍する小学校数を母数に、「連携を実施している」と回答した園と学校数からその割合を算出しております。

スライド18をお願いします。

目標達成へのアプローチとして、こちらにあげている5つの事業を行っています。本日は、その中から「家庭支援推進保育事業」と「保・幼・小連携推進地区事業」の2つを報

告します。

スライド 19 をお願いします。

まず、家庭支援推進保育事業について説明します。

事業概要は、「すべての子どもたちの育ちを社会全体で支援していくとの考えに立ち、家庭環境や発育状況に配慮したきめ細やかな保育を実施していく」です。

スライド 20 をお願いします。

家庭支援推進保育事業は配慮が必要な児童が入所児童の 25%以上または 30人以上で、利用定員が 45人以上の保育所を補助対象施設として選定しています。国の基準では、40%以上となっておりますが、高知市独自に 25%以上に設定して支援しています。

配慮が必要な児童については、年度により、数が変動しますので、本事業の対象となる保育所の数も変動があります。

また、本事業の対象となっている園の中には、保育士が確保できず実施できていない園もあります。

こちらの表の数は、実施できている園の数となっています。事業拡充の効果として、まず、家庭支援推進加配保育士の役割を説明いたします。以下、加配保育士と省略させていただきます。

加配保育士の役割は、多岐にわたりますが、主な役割として、保護者の相談相手となったり、クラスの保育を支援したり、職員間の支援の方法の調整や情報共有の中心的役割を果たしています。研修の際に上っていた例を少し紹介させていただきますと、「登園が週に 1~2 回になって、こちらからの電話にもなかなか出てくれない家庭に根気よく毎日連絡を取っている。3 日休んだら家庭訪問をしている。気持ちがなかなか前に向かない親だが、参観日がある週、続けて家庭訪問をすると、参観日当日は時間通りに登園してきた。親をかえていくのはとても難しいことではあるが、こちら側が真摯に向き合っていけばきっと伝わることもあるので、あきらめない気持ちを持ち続けることが大事だと感じた。」という事例がありました。

また、「地域の 100 歳体操に子どもたちと一緒に参加している。初めは、クラス担任に頼んで行ってもらっていたが、徐々にクラス担任の方から行きたいと言われるようになり、お年寄りも子どもたちもとてもうれしそうに関わっており、続けていくことの大切さを感じた」という事例もあります。

このような活動は、クラス担任だけではなかなかできることではなく、加配保育士がいてこそその有意義な活動となっています。園の中では、「何かあった時はすぐ来てくれる先生、助けてくれる先生」として子どもたちや保護者に信頼されています。

休みがちな子どもが園に一日でも多く来られるように支えることや、地域とのつながりを大事にすることなど、今の時代に必要とされている支援ができる取組となっています。

(学校教育課 坂本班長)

スライド 21 をお願いします。

学校教育課・就学前教育班の坂本と申します。よろしくお願いします。

私の方からは、保幼小連携推進地区事業について、中心に報告させていただきます。

事業概要は、スライドにありますとおり、幼児教育と小学校教育の円滑な接続と、保育・教育の充実を目指し、各小学校区における幼稚園・保育所等と小学校の教職員が、子どもの学びと育ちの連続性に視点をあてた連携を促進する、としております。

スライド 22 をお願いします。

本事業の実績としましては、まず上の3つ、

1つ目の高知市幼児教育推進協議会の設置では、こちらにおいでる有識者の有田先生や各団体の代表の方々、公立園・校代表、そして、県市関係事務局の委員を委嘱して2回、昨年度はコロナの影響で2回開催しまして、取組の成果と課題の協議や、また、高知市立かがみ幼稚園での保育協議を行い、その内容をダイジェスト版にして各園・校に発信をしております。

2つ目の、保幼小連携推進地区事業及び小1プロブレム対策事業を兼ねた連絡協議会では、幼児教育における遊びを通した総合的な学びについての講話や実践交流を、

3つ目の接続期、3つ目にはですねリーフレットですね、接続期の保護者に保幼小連携・接続の取組の周知を図ることで、安心して入学を迎えられるよう、年長児の家庭へのリーフレットの作成・配付を行いました。リモートの先生方にはお手元にはございません。すみません。こちらにおいでている先生の方々、委員の方々の机にはリーフレットも配布しておりますのでご覧ください。

下の「保・幼・小連携推進地区事業」の詳細としましては、令和元年度からの実施4地区を加えた計28地区を指定し、各地区の小学校と連携する近隣園による「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」に基づいた取組について、各校の計画書・報告書等を踏まえて支援をさせていただきました。

具体的に、予算面では県のアクションプランを活用して、指定全校に幼児と児童の交流活動や接続期カリキュラムの実施に関わる消耗品購入の支援を、また、1・2年目校に限っては、教職員の合同学習会に係る講師招聘費の支援を行っております。

また、各校区への学校訪問や調査等から把握した先進事例を、こちらのパンフレットやカリキュラム事例集の作成によってですね、市内の全ての保育所・幼稚園等及び小学校・義務教育学校へ情報提供をさせていただいております。

スライド 23 をお願いします。

目標達成状況としまして、指標の推移をこちらのグラフからご覧ください。

これまでの本市の取組と、保育所保育指針等や小学校学習指導要領の一斉改訂や、一人一人の子どもの発達の理解に基づく引き継ぎの重要性などから、保幼小連携・接続に対する理解が進み、保育所・幼稚園等、小学校・義務教育学校ともに、目標値の80%を超えて、教職員の連携・接続が実施されてきております。

なお、令和元年度の調査につきましては、回収率88%の数値にはなりますが、約97%の実施率となっております。すみません。資料の方に数値はありませんが、参考になさってください。

なお、具体的なですね、成果としましては、イベント的な行事に関するような交流が減りまして、合同研修ですね、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に基づく合同研修などが少し増えてきてはいます。

なお、課題としましては、保育参観や保育所体験の数の方が減っておりましたので、今後も、教職員の連携を通して、互いの保育・教育や地域の子どもに対する共通理解を図り、児童の資質・能力の基礎を育む保幼小連携・接続の取組を推進していく必要があると考えます。

スライド24をお願いします。

これらのことから、令和元年度の内部評価は、4としております。

家庭支援推進保育事業では、家庭支援加配保育士等のきめ細かな支援により、子どもや保護者が安心して生活できるようになっている事例の報告があり、家庭支援加配保育士が重要な役割を果たしていることがうかがえています。

保・幼・小連携推進地区事業では、子ども一人一人の発達の理解や保育所保育指針等及び小学校学習指導要領の全面実施に向けて、幼児の終わりまでに育ってほしい姿、こちらの方は提示されましたので、こちらの姿を生かした子どもの発達や保育・教育の共通理解、それらを踏まえた接続カリキュラムの作成・実践などを通し、保・幼・小の教職員の連携が進んできております。

最後に、スライド25をお願いします。

第2期計画に向けた施策の今後の方向性としてしましては、主な取組の1つ目、家庭支援推進保育事業では、家庭支援加配保育士等の人的配置をすることで、子どもたちの家庭環境や発達状況に配慮したきめ細かな保育を進めて参ります。

また、保育所保育指針等に基づきまして、一人一人の子どもを大切にしていくという視点や、社会や保護者からの様々なニーズへの対応、子どもの実態に合わせた実践的な研修を行い、職員の専門性や技術の向上を目指してまいります。

2つ目、保・幼・小連携推進地区事業につきましては、指定地域を32校区に拡大しまして、連携・接続の取組の充実を図るとともに、連絡協議会等における実践発表・交流、また、パンフレットや事例集の作成・配付による先進事例等の周知を図りまして、市全体の

取組を促進してまいります。

また、高知市幼児教育推進協議会におきまして、私ども、就学前教育班より調査や学校訪問、協議会アンケート等をもとにした協議の柱を提案しまして委員の方々と取組の検証や課題解決に向けて協議を行うことで教育・保育の質の向上につなげてまいります。今年でしたら、今年の感染症対策課でどんな連携ができるのかということも課題にして協議しておりました。

重点施策②「より質の高い教育・保育の推進」の報告は、以上になります。

(有田会長)

ありがとうございました。

先程の説明につきまして何かご意見・ご質問ございませんか。

はい、吉川委員。

(吉川委員)

はい。吉川です。僕が考えていた加配保育士さんというのは、障害を持った子どもに0.5人配置する場合、1人配置するスペースを持つ、補助的な方と考えていたんですけど、これを聞きますと、すごくいろんな役割を持ってやられているんだと思ったんですけど、そういうふうなことをやられているんですね。

(有田会長)

じゃあ加配保育士について少し説明をお願いいたします。具体的にやっていることを。

(保育幼稚園課 沖係長)

はい。保育幼稚園課の沖です。本日説明した家庭支援の保育士っていうのは、このようないろんな役割をやるんですけど、特別支援の必要な子どもさんには、個人配置のような形で各クラスで配置してということで。同じ加配保育士という名称ではありますが、特別支援と家庭支援と、ちょっとまた役割が違うという形で各園に配置されております。

(吉川委員)

わかりました。やはり家庭支援の加配保育士さんって、いろんな経験とかが無いとできないと思いますので、ああ、そういう方を配置されているんだなと思いました。もう一点ですけど、小1の壁というのがあるらしいんですけど、それを乗り越えようというふうにやられているのはとても良いと思うんですけども、そのことが、その家庭の情報というのは保育園から小学校とかに出しすぎるのは問題があるのでしょうか。というのは、今頃身体計測のデータとかずっともうコンピュータに今後入れるようになるって言っていまし

たよね。それと同じように、その子の育ちとかいろんな家庭状況とかを入れておくと、いろんなことが起こった時にですね、次の先生、1年生の先生が2年生になって、3年生になって、こういう状態がある程度捉えられたらですね、その子に対して、その家庭に対して、良い支援ができるんじゃないかという気がするんですけど。そういうことはやって良いのか、やって悪いのか、そのへんどうなのでしょう。できたら、やったら良いんじゃないかという気はするんですけど。

(有田会長)

家庭支援、所得支援の保育者と小学校との繋がりにつきまして、何か具体的な取り組みがありましたらお願いいたします。

(学校教育課 坂本班長)

ありがとうございます。確かに、現在の非常に大きな課題だと思うんですけども、特別支援につきましては引継ぎシートというものを高知では作っておりますけれども、家庭支援のほうにつきましては、書面のほうでは、保育所のほうでは家庭支援の記録というものを作成してございまして、そういったものをですね、引継ぎの段階で、文章という形には、直接手渡すことは難しくても、口頭説明で同じ文章を目の前にしながらお伝えするような、そういった支援は、高知市も、高知県としても対応を進めているところにはあります。

(保育幼稚園課 沖係長)

保育幼稚園課です。少し追加させていただきますと、要保護の児童につきましては、ケース会等を、入学の際には開いて引き継ぐようにはしております。また、その要保護の、そんなに深刻なケースでなくても、保育所等のほうから気になる子どもってというのは、口頭での引き継ぎにはなりますが、小学校のほうには抜かりなく引き継ぐように努めております。

(吉川委員)

吉川ですけど。結局、医療の場ではですね、その患者さんの情報は診療情報提供書といって、それは当然患者さんの不利益が入っているということであって、その情報を基にお互いやりとりをしていると思うんですけども、教育の場においてもですね、それと同じようなものをやり取りしておいてですね、これはもうそういうふうにやり取りされるものだと、どう書かれているかということについては誰が見ても大丈夫なように、書かれてるかということですけど、そういうふうなことをやって、それをもうデータで入れて、コンピュータへ入れていくというのをやるとですね、二重手間とかが少なくなって良いんじゃないかと僕は思うんですけども。電子カルテになりますと、医療側はそういうデータをいつ

ばい入れているいろいろ書いています。でも、見られても大丈夫な書き方をしないといけないと思うんですけど、そうやることによってですね、二重に、ゼロからの出発を無くすことができるんじゃないかと思えますけどね。それでもう、どんどんやっていけば、学校の先生の負担も、小学校の先生、中学校の先生の負担も下げることができるんじゃないかと思えますけどね。いちいちまた新しくゼロからその子の状態を知って、というんじゃないくて。そんな提案をしたいです。

(有田会長)

はい。山崎部長お願いします。

(こども未来部 山崎部長)

こども未来部山崎です。就学前から、小学校、学校教育への繋ぎのところについては、たとえば保育所でしたら保育要録とかございまして、それでお子さんの情報を引き継ぐ形になっております。仰られるように、見ていただいても構わないような内容になりますので、おそらく込みいったような支援がある内容については、先ほど沖のほうから説明がありましたように、個別に伝えていく、というような取り組みをしているところです。仰られた電子化っていうのは確かにできていない状態になっておりまして、その場合もやはり、そういう仕組み自体がないので、いかにそのセキュリティ面を確保していくとか、あるいは県外に行かれた時にどうするかとか、そういった仕組みが今できていないので、今は紙ベースで学校のほうに提出する形をとっております。以上です。

(吉川委員)

国にも提案したらどうでしょうかね、本当に。そういうふうなことをやらないと、業務は少なくなると僕は思うんですけどね。だから、そういう自分たちのデータというのは受け継がれていく、まあマイナスのデータは受け継がれていくと思われすぎても困るんですけど、それはそれによって、支援をする基礎データになるわけで、込み入ったことであっても書いておくほうが、プラスになることがいっぱいあるんじゃないかと僕は思いますけどね。電子カルテの中では絶対、規則もありまして、そういうふうに僕らもやっているわけで、外とは繋がらないようにおそらくしていると思いますから、そういうセキュリティを確保。デジタル化を、国がデジタル庁をつくっていくのであればですね、そこまで提案するくらいやって、本当に一番多くの先生があっぷあっぷ言っているのはそういうことをどんどんどんどん、業務を少なくする一環じゃないかというような気がします。

(有田会長)

家庭支援につきましては、保育所・幼稚園のなかでやってきたことを小学校に引き継ぐような様式をつくっているところもありますので、県なんかにもあると思いますので、そう

いうふうなことを活用していきながら、子どもたちの豊かな育ちを保障していくという観点では、必要な情報をきちんと次に繋げていくことも大事だと思いますので、何かそういう様式等々ご検討いただければという要望でよろしいでしょうか？

(吉川委員)

はい。

(有田会長)

ほかにございませんか。沖田委員。

(沖田委員)

沖田です。2点教えてください。まず、加配保育士の配置基準なんですけど、対象児童数何名に対して何名いれば何名配置するのかという基準があるのか、それとも、単に保育園・幼稚園から要望があれば配置するのか、そのあたりの基準を教えてくださいたいのと、もう1点は、加配保育士を配置することによって、一般の園児の受入数を増やすとか、そういう措置ができるのかどうか、それともまったく関係ないということなのかその2点を教えてくださいたい。

(有田会長)

お願いいたします。

(保育幼稚園課 沖係長)

はい。保育幼稚園課沖です。配慮の必要な児童が25%いると申し上げましたけれども、その配慮の必要な児童っていうのがですね、まず、生活保護世帯の子どもさん、それからひとり親家庭、それから世帯のなかに障害児がいらっしゃる、もしくはその児童が障害児であるというのと、要保護児童が、児童数の25%以上ということになります。家庭支援保育士が配置されていても、それは入所の児童数とは関係なく、クラス外の保育士ということになりますので、加配保育士がいてもその分入所数を増やすということとはできないということになっています。

(沖田委員)

25%はわかったんですけど、何名に対して1名…何名に対して、というのはあるんですか？全体でいうと、100人だったら25人、おりますよね？

(保育幼稚園課 沖係長)

各園に1人。1名。

(沖田委員)

園に1人だけなんですか？

(保育幼稚園課 沖係長)

1名です。はい。

(沖田委員)

人数に関わらず、たとえばでっかいマンモス幼稚園であっても25%、50人おっても1人？極端に言ったら4人でも1人。25%であればそういう計算ですか。

(保育幼稚園課 沖係長)

保育幼稚園課沖です。一応、利用定員が40人以上の園となっておりますので、あまり極端に少なくても、1名つくというのはあまりないということにはなります。

(有田会長)

そのほかよろしいですか？新谷委員，どうぞ。

(新谷委員)

高知県私立幼稚園認定連合会の新谷と申します。この家庭支援加配保育士なんですけども、これは幼稚園とか保育園のほうで加配されているというデータですよ？これを、小学校にあがったときの引継ぎをして、やはり、家庭で問題があるっていう場合の支援教員、そういう方はこの方とは違うんでしょうか。学校は学校で、幼稚園・保育園はまた別の形でしょうか。

(有田会長)

家庭支援保育士ですね、ちょっとご説明いただいてもかまいませんか。

(保育幼稚園課 沖係長)

はい。保育幼稚園課沖です。家庭支援保育士のほうがですね、実は保育園しか配置がない事業となっております。子ども園や幼稚園には配置がない、保育所だけの配置となっております。小学校のほうでのそういう配置があることも、まったく違う事業のほうになっております。

(有田会長)

よろしいですか。ほかにございませつか。はい。市原委員。

(市原委員)

失礼します。市原です。パンフレットの件でお聞きしたいと思います。このパンフレットを拝見いたしますと、非常に中身の濃い、わかりやすく、ずいぶんまとめられていると思います。こういったパンフレット類ですね、様々な事例を知るということは、私たち教職員にとって非常に重要なことだというふうに考えております。この配布ですけども、ケースバイケースだとは思いますが、配布（配付）する範囲をどのようにお考えでしょうか。と申しますのは、配布という感じでは2種類ありますよね。「布」を使う「配布」と、「付」を使う「配付」。要は、「布」のほうは広くバラまくという意味。「付」のほうは、特定の方に配っていくという風に解釈していますけども。いわゆる「布」のほうの「配布」にするとですね、学校とかは大量のですね、書物・配布物と一緒に回覧されて、それで終わりというふうな、ことが往々にしてあります。できればですね、その人その人に「付」ほうの配布でですね、配っていただくと非常に効果的だというふうに思いますが、この配布（配付）範囲をどのようにお考えかということをお伝えいただけませんかでしょうか。

(有田会長)

配布（配付）の方法とか、どのように活用しているかについてお願いします。

(学校教育課 坂本班長)

学校教育課の坂本と申します。こちらのパンフレットのほうの配布（配付）につきましては、小学校、それから保育所・幼稚園等の職員数に応じて配らせていただいております。正職員さんを中心にはなっておりますので、広く全員に配布（配付）というか、正職員さんの数で配らせてもらっております。なお、このパンフレットに加えて、事例集という冊子もつくっておるんですが、こちらのほうは1年のクラス数というふうな…クラス数に応じた配付になっております。こちらのほうが、「布」ではない「配付」に当たるのかなというふうに思っておりますが、このパンフレットのほうは先進事業中心に毎年新しく内容を更新しまして、配布させていただいて、学校のなかで保・幼・小接続ということがですね、1年生の担任であるとか、5歳児・年長の担任さんだけの問題にならないように学校の皆さんで見ていただいて、こういうふうに幼児教育から小学校教育へ接続をしていただくということが、子どもたちの生きる力の基礎をつくるんですっていうことを、ご理解いただくために正職員の皆さんへの配布ということをさせていただいております。なお、配りっぱなしにならないということも含めて児童説明の時でもありますとか、学校訪問にも、配りながら、啓発とか周知とかを図っていきたいとは考えています。

(有田会長)

よろしいですか。

(市原委員)

ありがとうございます。先日ですね、教育研究所から配布されたものですね、属人で配布になりまして、人事異動があった先でも持って行ってくださいというような声掛けをされました。ですので、一人一人が非常に大事に受け取りました。そのような方法もあります。

(有田会長)

本当に、配ってもなかなか手に取れないというところがありますので、是非何かの、学校案内、校長会とか、保育所・幼稚園の方、園長会とか、そういう団体のところへ、是非配っているものを説明をする場を設けていただけたところへ行っていただくよう、よろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。宮地委員どうぞ。

(宮地委員)

かまいませんでしょうか。

(有田委員)

はい。お願いします。

(宮地委員)

ちょっと教えていただきたいんですが、23ページの②-4、目標の達成状況のなかで、31年度は、保育所・幼稚園等は調査なしというふうに出ているんですが、この意味合いってというのは何なのでしょう？

(有田会長)

はい。じゃあ事務局のほうお答えお願いいたします。31年度。

(学校教育課 坂本班長)

学校教育課の坂本と申します。ご意見ありがとうございます。調査なしというのがですね、令和元年度、31年度の調査はですね、高知市の保育所のほうの調査を2回詳しく行うところを、現場の負担を考えて1回に軽減したものですから、そちらのほう数値が無くてですね、令和元年度の数値が無いということにしておりましたけれども、今年度の調査で、これ県の調査に基づく数値になっておりますが、今年度の調査で、昨年度の数値と今

年の数値両方ですね、追うような様式に整えていただきましたので、先ほど口頭のほうで報告させていただきましたが、令和元年度、31年度の数値としてはありませんが、なお今年の追跡調査という形で把握はさせていただいているところになります。

(宮地委員)

いや、よくわからないんだけど。元年度と31年度どっちで統一してるの？

(学校教育課 坂本班長)

令和元年度です。

(宮地委員)

元年度でやっているわけですね？元年度は結果が出る訳ですか？

(学校教育課 坂本班長)

はい。令和元年度のほうはですね、約97%ですね、今年の調査で、昨年度の状況と今年度の状況と両方追うような様式にしております、少し、なかなか、ご理解いただくことは難しくですね、また、今年の調査のほうにつきましては、回収率が100%ではなくて、回収率88%の、参考の数値にはなるんですけども、全体で約97%の実施率ということで、先ほどすみません、早口で報告させて…口頭のほうで報告させていただきました。

(宮地委員)

今伺いして、調査なしっていうことが31年はしないというか、31年というか、はっきりしないんで、年度と、それから、一定にして調査をしていかないと、調査の内容というか、基準が変わってくると、結果がやっぱり変わってこないかなあというのがあって、それまでは、そうすると100%の回収率でやっていたんですか？回収率が悪かったから云々ということで、そうすると、どういうふうはこの結果を見たらいいのかなというのが、ちょっと教えていただいたら有り難いんですが。

(学校教育課 坂本班長)

はい。学校教育課の坂本と申します。

今年度の数値につきまして、すみません、令和元年度の数値につきましては、今年の調査をまだ県が取りまとめをしている段階になっておりましたので確定的な数値でなかったものでこちらのほうには掲載していないという状況になります。

(宮地委員)

分かりました。ありがとうございます。ちょっとそのへんが分からなかったんで質問させていただきます。

(学校教育課 坂本班長)

はい。ありがとうございます。

(有田会長)

他にございませんか。

あの要望といいますか、すみません。関連性事業に職員に対する研修がたくさん実施つてあるんですけども、その中に本当にこの家庭支援推進保育事業につきましては、きめ細かい支援をされているなどよく分かったんですけども、保・幼・小連携ということを言われてて重点目標に入っているわけですので、そうするとここにある小学校に子どもたちの学びを繋げていく、あるいは育ちを繋げていくという意味では、保育所・幼稚園・認定子ども園でのどのような現象…子どもたちをどのように育ていくのかっていうところにとって、まだまだそれぞれ市内の保育所・幼稚園のなかでは状況が違っているところがあると思いますので、本当に小学校以上の教育と方向とは違うというところをしっかりと捉えていきながら、幼児期にふさわしい教育がどれだけ実施されているのかということを見ていくうえでの研修のご検討をいただくと、とてもありがたいと思っている…要望だけです、よろしく願いいたします。

ほかにごございませんか。はい。なければ、続きまして、重点施策3につきまして、子ども育成課のほう、よろしく願いします。

(子ども育成課 津野係長)

子ども育成課の津野と申します。よろしく願いいたします。

私の方からは重点施策③地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実について、説明させていただきます。

スライド29をお願いします。

まずは、重点施策③の施策の概要と目標についてです。

概要としましては、第1期計画27ページに書いておりますけれども、子育て家庭が地域の中で孤立しないように、地域ぐるみの見守りや地域での支え合い活動、地域における連携体制の仕組みづくりを推進するとともに、地域子育て支援センターの整備や相談機能の充実、子育てに関する重層的な相談支援体制の構築により、子育て支援体制の充実を目指すこととして取り組んでまいりました。

この施策における数値目標として、平成26年度までは地域子育て支援センター10施設で延べ46,152人の児童が利用可能としていたものを、令和元年度には地域子育て支援センター15施設で延べ58,124人の児童が利用可能とすることを掲げておりました。

次のスライドをお願いします。（スライド30）

この重点施策③を実現していくために、主なものとしてこちらに掲げたような事業を実施しております。今回はそのなかから、指標数値の目標の対象事業となっております「地域子育て支援拠点事業」と子育て家庭への情報提供である「子育て応援ブックとこうちし子育てガイド ばむ」について、説明をさせていただきます。

次のスライドをお願いします。（スライド31）

初めに、地域子育て支援拠点事業です。高知市では、この事業を実施している施設を「地域子育て支援センター」と呼んでおりますので、これ以降は「地域子育て支援センター」の名称で説明をさせていただきます。

地域子育て支援センターでは、主に就園前の乳幼児とその保護者が交流できる場を開設し、子育ての相談や情報提供、情報交換を行うことで、子育て家庭を支援しています。保育所、認定こども園との併設、公共施設、商業施設やマンション内に設置をされています。

この事業には、前にも出ていますとおり4つの基本事業がございます。

①の交流の場の提供と交流の促進につきましては、子育て親子に安全安心な交流の場を提供し、人と人をつなぐ交流を促進するよう、職員が配慮して関わっております。

②の相談、援助の実施につきましては、個別の相談に対応できる体制をつくり、職員が相談対応するとともに、利用者同士が支え合える環境づくりを職員が行うことで、親同士がつながり、互いに相談援助し合えるように図っております。

③の情報提供につきましては、子どもへの関わり方や具体的な育児に関わる知識だけではなく、遊び場情報や就園に関する情報など様々な情報を提供しております。

④の育児に関する講習につきましては、利用者のニーズに沿いつつ、それぞれの施設が工夫を凝らして、季節を取り入れたものや健康、発達、遊び、子どもの社会性の促進、親の課題や趣味に関するプログラムなどを実施しています。

出生数の減少や地域コミュニティのつながりの希薄化によって、地域で子育て家庭同士が出会う機会は大変減っております。さらに、親が自分の生まれ育った所とは違う場所で育児をする、今アウェイ育児とこのことを呼ぶんですけども、そういったことの増加によりまして、子育て家庭同士が出会う機会というのが大変求められており、この地域子育て支援センターは、子育て親子同士が知り合える場、家庭や育児などの話ができる場、お互いに支え合う場、子どもの成長を喜びあう場、子どもの経験を増やし健やかな育ちを促す場、育児につまづいたときに相談ができる場など多くの機能を有しており、これらのこ

とを通して、子育て家庭の孤立化や孤独感の軽減を図り、地域の子育て家庭を支援しております。

ちょっと写真小さいですけども、こちらの写真は、帯屋町チェントロビル2階にあります「さくらんぼの森」という施設の様子です。職員は親とともに子どもの遊びを見守りつつ、子どもの発達に応じた遊びに導いたり、親同士の交流が図れるよう働きかけたり、時には育児不安や発達についての疑問など、参加された保護者からのいろいろな相談にのったりと利用者の様子に応じて対応をしております。

次のスライドをお願いします。（スライド 32）

平成 27 年度からの 5 年間の地域子育て支援センターの施設数の推移を示したのが左の表となります。平成 27 年度には 10 か所であったものが令和元年度には 14 施設となりました。

また、この施設を利用した親子の延べ人数を示したのが右のグラフとなります。出生数が減っているにも関わらず、利用者は少しずつ増えていました。しかしながら、令和元年度は、平成 30 年度よりも 9,000 人ほど減っております。これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、令和 2 年 3 月の利用者が前年同月の半数以下まで減ったことが一番の原因となっております。

次のスライドをお願いします。（スライド 33）

次に、「子育て応援ブック」と「こうちし子育てガイドばむ」について、説明をさせていただきます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を図るため、平成 31 年度から「子育て応援ブック」と「こうちし子育てガイドばむ」を統一し、妊娠時から出産後の子育て支援を見通すことができるようにしました。本冊子は、目的別にわかりやすく編集を心がけており、子ども育成課と母子保健課が協働して作成・発行しております。

母子健康手帳交付時と高知市への転入時を中心に、母子保健課や窓口センター、ふれあいセンター等の場所や、また、乳児全戸訪問等の機会に配布をしております。

次のスライドをお願いします。（スライド 34）

冊子の作成実績についてはこちらの表のとおりとなります。

2 つの冊子を統合する前は、子育て応援ブックについては母子健康手帳配布時に、こうちし子育てガイドばむについては乳児全戸訪問事業時を中心に配布しておりました。

子育て応援ブックの作成数は出生数の減少等にもとない、減少傾向で推移してきました。ばむも同様ですけども、令和元年度の統合に向け、母子健康手帳交付時に子育て応援ブックを配布した方には引き続き出産時にこうちし子育てガイドばむを配布する必要があったため、その準備として、平成 30 年度は一時的に作成数を増やしております。

また、この冊子の内容につきましては高知市ホームページからも見るできるようになっております。

次のスライドお願いいたします。（スライド 35）

次に、最初にご説明いたしました、この重点施策③の指標数値として掲げた、地域子育て支援センター利用数の目標と実績の比較です。

まず、設置箇所数つまり、施設数につきましては、令和元年度は14施設と目標に1か所届きませんでした。第2期計画初年度の令和2年度に1か所設置しまして、15か所を達成しております。

また、供給数、つまり利用可能児童数につきましては、平成26年度から平成27年度は供給数の範囲内での利用となり、平成29年度・30年度は想定した供給数を超える利用となりました。令和元年度につきましては、さきほどもご説明させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が大きく、供給数の範囲内での利用となりました。

次のスライドお願いいたします。（スライド 36）

重点施策③にかかる令和元年度の内部評価についてです。

子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域における居場所づくりや子育てに関する情報提供の充実に取り組んできたこと、地域子育て支援センターについては、令和元年度中に施設数の目標達成はできませんでしたが、市内でも施設が少ない北部地域に市内15か所目となる新たな施設の開設準備を行い、次年度につなげる取組を行ったこと、そして、指標数値として掲げた供給数、つまり利用可能児童数の目標と実績の比較から、内部評価は4とさせていただきました。

次のスライドお願いします。（スライド 37）

重点施策③の今後の方向性につきましては、まず、地域子育て支援センターを中心に、子育て家庭が孤立しないよう、気軽に交流・相談ができる場を充実させるとともに、地域の担い手等が実施している子育てサロンや子育てサークル・子育て支援サークル等との連携強化を進めてまいります。

2つめとしまして、子育て親子が多く居住する北部地域の子育て支援を充実するため、新たな「地域子育て支援センター」を整備したいと考えております。令和2年4月からは、一宮地域に新たな施設を開設しましたが、さらにもう1つ整備を行い充実を図ります。

3つめとしましては、車での移動ができない方など、地域子育て支援センターに通うことが難しい親子のために、より身近な地域で支え合いができるよう、地域住民が運営する子育て親子の居場所づくり等地域の実情に応じた子育て支援を進めていきます。

最後に情報発信につきましては、ネット環境の有無やパソコン・スマートフォン等の所持といったような状況に関係なく情報を均等に伝えることができる現在のような冊子での情報発信は引き続き行ってまいります。ただ、これだけではなく、市民が主体的に欲しい情報を取得できるよう、パソコンやスマートフォン等で効果的かつ効率的にできる情報発信の在り方を検討し、進めてまいりたいと考えております。

以上、重点施策③についてのご説明を終了いたします。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご意見・ご質問はございませんか。

植野委員。お願いします。

(植野委員)

植野です。どうもお世話になります。子育て支援の方をかなり重点的に力を入れてくださっておりますけど、なかなかあの参加できる人が毎回同じ、それ以外の方が参加できるようにしていただきたいですけどなかなかお誘いが難しいので、参加できない方もいるんじゃないかなっていうのを、自園で小さな子育て支援をしておりますけれども、やはり来る人はだいたい決まっています。ある程度ちょっとこう近所の方がお声をかけて誘ってはくださっているけれども多分来たグループがいつも同じ人になると来ぬくいのではないだろうかとかそういうこともちょっと心配しながら支援の職員と話をしながら進めています。

また今コロナのせいで毎日あの限定4組までというのがありまして、午前4組・午後4組とかいう予約を取っておいでてますけど、名前を見るとやっぱりいつもの人が来てくださって、その中で転勤でおいでた方がお友達ができたりすることがあるんですけども、多分こういうところに出れない保護者がたくさんいるんじゃないかなと思って、そういう方に対してどういうふうな発信をしたらいいのかなと思っていて、そういうこともこう重点目標の中に入れていただいたりしたらいいかなと思いました。

(有田会長)

支援センターを皆さんが利用しやすいような何か工夫なんかされているところがありますか。

(子ども育成課 津野係長)

そうですね。あの一つとしましては高知市でやっております親子絵本ふれあい事業と「よちよちランド」という絵本を配布するといいますか、ファーストブックみたいな形でやる事業がございます。それが今生後2か月から1歳2か月のお子さんを対象にという

事で、これはあの予防接種手帳の送付のときに個別に案内をしております。それが、ふれあいセンター等でこの事業のためだけにやっているというのものもあるんですけども、今現在新しい施設の来年度からにはなりますが、残り14施設すべてでこの事業を実施しております。この事業をやることでその事業があるから行ってみよう、この施設ちょっと気になるなっていうところ行っていただいて、1つきっかけづくりになるのではないかなということやっております。実際、来ていただいた方はその後の利用につながっているというような話も聞いておりますので、あのそういったこう取組からやっていくようにしたいと思っております。

(有田会長)

今、植野委員も言われていましたように、きっと高知市のほうでもセンターなりの独自の取組があると思いますけれども、もう一つは、今、保護者がコミュニケーション能力が非常に低くなって、新しい、そういうせつかく支援があるのに行かれない方がいると思いますので、そこをつまむ役割に支援センターの職員の方が関わってくださると、より本当にそこを求めている方が行きやすいと思いますのでそういったところも是非お願いしたいと思います。

伊野部委員お願いします。

(伊野部委員)

伊野部です。支援センターの件ですが、平成元年度も3月だけの分でガクンと減っているということは2年度はすごく減っていると思うんですけど、私共もこのセンターじゃないですけど一時保育をやっていて、一時保育もガクンと減っているんですけど、一時保育の場合にはある程度国から今年度は非常に多額の補助金が、現にかかわらず事業を維持するためにということであろうと思うんですけど、きているんですけど、この支援センター事業については国のほうの考え方はどうなんですか。

(有田会長)

事務局の方で何か分かりますか。

(子ども育成課 津野係長)

はい。この地域子育て支援拠点事業についても国のほうが特別措置をしてくださってまして、特に、地域子育て支援センターの国からの補助金については週当たりの開設日数というのが大変算定に影響いたします。緊急事態宣言が出ていた間ですね、主に4月の中旬から5月の後半まで地域子育て支援センターのほうも相談以外は閉所という、交流はできないんですけども、相談があるときは行っても大丈夫だし電話でも相談を受け付けます

よ、職員は配置をしております。というような形でやっておりました。通常そういう状態だと国の算定では閉所扱いになりますが、今回の事態については開所していたものとみなすということで、各施設が大きな影響を受ける事なくできるようになっておりまして、大変それは助かっております。

(有田会長)

他にございませんか。

なければ重点施策④専門的な知識及び技術を要する支援の状況につきまして子ども家庭支援センターのほうからお願いいたします。

(子ども家庭支援センター 高橋副所長)

子ども家庭支援センター 高橋です。私の方から、重点施策④児童虐待の発生予防について説明をさせていただきます。

次のスライドをお願いします。(スライド40)

本施策の概要は記載のとおりです。指標数値の設定ありませんが、施策達成のために、スライド41に列記しております事業を行っております。

スライドをお願いします。(スライド41)

これらの事業を重層的に実施することにより、児童虐待の発生予防に取り組んでおります。今回は、これらの事業の内、枠がこみをしております。2事業『子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業』と『乳児家庭全戸訪問事業』について、説明をさせていただきます。

次のスライドをお願いします。(スライド42)

このフローチャートは先程ご説明しました各事業との関連性を記載しております。

次のスライドをお願いします。(スライド43)

まず、『子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業』です。

これまで、児童虐待の対応としまして、早期発見及び早期対応に取り組んでまいりました。相談機能の充実と関係機関の連携強化を図るとともに、対応する子ども家庭支援センター職員の専門性の向上に取り組んでおります。

スライド44をお願いします。

これには、令和元年度の実績を記載しております。

まず1つ目、地域ネットワーク構成員の専門知識の向上と連携強化のための研修です。

平成 28 年度から特定非営利活動法人カンガルーの会にご協力いただき、市内全域を 5 ブロックに分け順次、2 年プログラムの児童虐待予防研修を行ってきました。令和元年度で全市一巡をしました。令和元年度はこれに加えて、この 2 年プログラムの児童虐待予防研修を開催しない地域についても、フォローアップの目的とし年 1 回は、関係機関が顔を合わせることを目的に、子育て支援研修というものを行い、延べ 134 名の参加がありました。これ以外にも、個別に各機関の研修として出前研修を行っております。

2 つ目には、市民向けに児童虐待予防講演会を行っております。平成 30 年度より、カッコがきで書いています『子育て応援研修』という名目で開催をしております。これにより、子育て世代の参加が増えており、託児利用が増加傾向にあります。

3 つ目の取り組みとしまして、虐待発生予防として、各機関との顔の見える関係性、しいては相談しやすい関係性が連携強化につながると考えておりまして、特に、妊娠期からの支援の必要性の高い母子保健課、そして、経済基盤が弱く養育困難やネグレクトに陥りやすい生活保護世帯への支援の必要性として福祉課との連絡は定着をしております。

最後に、子ども家庭支援センターは要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童虐待対応の専門的知識や技術習得は不可欠です。そのために、新規に子ども家庭支援センターに配置となりました職員を児童相談所へ 2 週間派遣研修をすることにより、虐待対応の技術のスキルアップを図っております。そのほか、子供の虹情報研修センターや児童相談所等の専門の外部機関の研修へも積極的に参加し、知識及び技術の習得に努めております。

次のスライドをお願いします。(スライド 45)

続きまして、『乳児家庭全戸訪問事業』について説明します。

この事業は、母子保健課の事業ですが、私の方からご説明させていただきます。本事業は、生後 4 カ月までの乳児のいるすべての子育て家庭を訪問し、子育て家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育児環境の確保を図っております。訪問は、子育て支援訪問員又は地域担当保健師で、訪問時には、『エジンバラ産後うつ病質問票』を用いて、産後うつ傾向や育児不安が強い等、支援継続の必要性を判断しております。

令和元年度の実績は、スライド 46 のとおりでございます。訪問率は 97.4%であり、18.1%が継続支援となっております。

次のスライドをお願いします。(スライド 46)

評価といたしましては、児童虐待発生予防に効果はあっていると判断しております。今後も、課題への対応を行い取組みを継続して行く必要があります。

次のスライドをお願いします。(スライド 47)

今後の方向性につきましては、①相談支援体制の整備を進め、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるため、保健・医療・福祉・教育など関係機関に

よるネットワーク機能の強化と専門性の強化を図ります。

②関係機関と連携し、保護者からのニーズ・相談への適切な対応や養育へのサポートを行い、子育て家庭が孤立しないよう支援を図り、児童虐待の防止に努めます。

③体罰によらない子育て等の推進や、虐待予防に関する正しい理解に向けた広報・啓発活動を継続するとともに、子どもに関わりのある機関や団体及び地域住民における児童虐待防止への取組促進や意識の向上を図ります。

以上で今年度の「児童虐待の発生予防」についての取組み状況及びまとめについて説明をしました。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何かご質問・ご意見ございませんか。

はい。吉川委員。

(吉川委員)

吉川です。

乳児家庭全戸訪問をされて 97.8%されたということはすごいと思うんですが、すごいエネルギーがいることだと思うんですけど、ただ同じように訪問してても結局この家庭訪問は問題ないからそう思われたときのはでいい家庭といろんな事を聞いていかないといけない家庭、そういうものの情報というのはさっき言われた母子保健課とか福祉課から情報ももらって訪問をしているわけですかね。

(有田会長)

事務局の方お願いいたします。

(母子保健課 野田補佐)

母子保健課の野田と申します。

赤ちゃん訪問自体は、子育て支援訪問員と地区担当の保健師等で振り分けて実施をしております。訪問員の行ってくれたケースにつきましては、全員保健師がどういった状況であったかをお一人お一人のご家庭の状況を含めて報告を受けまして、継続した支援が必要かどうかを判断しそのケースの状況に応じた支援の方法、地区担当保健師が行く場合もありますし、訪問員さんがもう一度関係ができているので行っていただく場合もありますし、ケースバイケースで支援が必要な人を落とすことなく次の支援につなげるというふうな仕組みで実施しております。

(有田会長)

そこに関わった担当の方たちの連携はうまくできているということですか。

(母子保健課 野田課長補佐)

はい。それは訪問員とミーティングを実施をして確実につなぐようにしております。そういう養育困難とかハイリスクな家庭の場合はその状況を受けて子ども家庭支援センター等を交えた会で一緒に支援方針を決めていったりといったことにつなげています。

(有田会長)

吉川委員，よろしいですか。

(吉川委員)

吉川です。もう少し聞かせてほしいんですけど、46 のですね、フォロー理由というのがいろいろ書いているんですけど、体重増加不良とか身体発育のそのへんは医療につなげたらいいのかと思うんですけど、その下の育児心配というのは保護者の方が心配されているということで、こちら側が養育環境不良とかそういうふうな注意しないといけない、これは家庭関係問題とかそのへんとか、その下の方になるんですかね、教えてください。

(母子保健課 野田課長補佐)

はい。育児心配は、主に保護者の方が育児不安を持っている方が中心になってきます。養育困難とか、そういった支援が必要な方は産後うつ傾向にあったり精神既往とか母性意識の問題とあと家族関係問題等、そういった理由の方が、養育困難家庭等に当てはまるケースになるうかと思えます。

(吉川委員)

はい、吉川です。ありがとうございます。

だいたいこの事についてもれなくとらえられてその次、継続的なフォローができている状態ですか。また、あんまりもれると困るのは0という事はないんですか。ちゃんとこれで上手くいけているのならそれでいいと思えますけど。

(母子保健課 野田課長補佐)

はい。赤ちゃん訪問については、確実に全ケース引継ぎを受け支援の必要性を検討しておりますので、赤ちゃん訪問の時点での判断としては一定スクリーニングはできていると思えます。

(有田会長)

よろしいですか。他にございませんか。

(吉川委員)

もう一点、それでは、子ども家庭支援センターはですね、どれくらいの業務をやってそれは大丈夫なのかという質問です。児童相談所がものすごく業務過多になっていると思うんですけども、子ども家庭支援センターはそれほどではないのでしょうかね。

一人の担当員がどれくらいそういう人のかかえているとかそういったところですね。

(有田会長)

状況は分かりますでしょうか。家庭支援センター。

(子ども家庭支援センター 坂田所長)

はい。子ども家庭支援センターの坂田です。

児童相談所主担当分も含めまして約一人 50 ケースです。負担かどうか、軽いか重いかということと言えますと軽くはありません。以上です。

(有田会長)

吉川委員。

(吉川委員)

吉川ですけど、もう一つは担当者の経験年数とかいうのはだいたい平均どれくらいなんでしょうか。

(有田会長)

お願いします。事務局。

(子ども家庭支援センター 坂田所長)

はい。子ども家庭支援センターの坂田です。

正職員は平成 31 年 4 月時点で平均 3.6 年、当時非常勤特別職という言い方をしていましたが、相談員につきましては平均 8.6 年という結果になっております。

(有田会長)

よろしいですか。他にございませんか。

なければ続きまして重点施策⑤の子どもの心身の健やかな成長に質する教育とその環境整備につきまして、よろしく願いいたします。

(子ども育成課 片岡係長)

子ども育成課こども発達支援センター片岡と申します。座って説明します。

私の方からはスライド 49 から重点施策 5・障害児支援の充実について説明をいたします。

スライド 51 ですけれども、「重点施策 5 障害児支援の充実」においては、将来を見通した切れ目のない支援を目指して、早期発見・早期療育システムや関係機関との連携といった体制を充実していくとともに、一人ひとりの発達や特性に応じた支援の充実に取り組んできました。指標数値目標としては、「サポートファイル所持率」を掲げております。サポートファイルは、一貫した支援が受けられるための保護者や関係機関の情報共有のツールとして有用であり、平成 30 年度は所持率 65% を目標としておりました。

次のスライドをお願いします。(スライド 52)

関連する事業は、記載しておりますとおり、たくさんありますが、大きく分けると、早期発見早期療育の体制、保育所・幼稚園等での支援、学校での支援、福祉サービス、といった分野になるかと思えます。本日は、このなかから、右の紫の枠にあります、一人ひとりの発達に応じた支援、児童発達支援・放課後等デイサービス、この2つについてご説明します。

次をお願いします。(スライド 53)

まず、一人ひとりの発達に応じた支援からご説明します。早期発見・早期療育支援体制としてイメージ図を載せております。まず、早期に障害を発見し、治療や適切な支援につなげていくための取組として、1歳6か月児健診と3歳児健診を実施しています。健診の結果、フォローが必要となった子どもには、所管の母子保健課からの連絡により、子ども発達支援センターの早期療育教室等での発達支援を行うほか、保育所・幼稚園等とも連携し、発達の課題や保護者の困り感に沿った支援を行っています。また、児童発達支援をはじめとする福祉サービスや、医療機関の受診勧奨など、子ども一人ひとりの発達に応じて、継続した支援につながるよう所管課や関係機関と連携した体制で取り組んでいます。

このように、複数の機関が発達支援に携わるなか、保護者・支援者間での情報共有のツールとして、サポートファイルの活用を進めてきました。ただ、サポートファイルにつきましては、積極的に活用している子どもがいる一方で、記入に時間がかかる、ファイルが大きく、持ち運びが負担である、といったご意見もいただいております。十分な活用には至っていないのが現状です。

次をお願いします。(スライド 54)

さきほどの図の支援体制の図の中で記載した取組について実績をいくつか載せております。まず左上、1歳6か月児健診と3歳児健診の受診率については、課題であった受診率の向上に向け、未受診者への受診勧奨や日曜健診などの取組を行ってきた結果、受診率は改善しています。

また、下の、左下ですね、保育所・幼稚園等での支援につきましては、特別支援保育に関する保育士の配置基準を、H30年度から新しくしました。この表は、特別支援担当保育士を個別に配置した子どもの数と、その保育士の数を載せていますが、このほかに、平成30年度からは、「特別支援加配保育士」という新たな取組を始めました。「個別の配置にはならないが、場面によって支援が必要な子ども」に対する支援を行うため、園児数に対して各園にだいたい1, 2名の保育士を配置しています。

子ども発達支援センター事業につきましては、右側の表になります。件数は減少傾向ではありますが、子どもの発達や保護者の受けとめ状況はさまざま、個々の状況に応じて、早期療育教室や心理士相談、ひまわり園などの事業を通じて発達を確認しながら、手立てや今後の方向性について助言を行っています。また、その内容については、保護者の了解のもと、保育所・幼稚園等へ訪問して共有を行い、一貫した支援を目指しています。

次をお願いします。(スライド 55)

次に、児童発達支援・放課後等デイサービスの状況についてのご説明です。

それぞれの事業概要として、「児童発達支援」は、未就学の子どもが事業所に通うもので、日常生活における基本的な知識やスキルを学んだり、集団生活への適応に向けた訓練などを行っています。親子で通所するところもあります。

「放課後等デイサービス」は、就学している子どもが事業所に通うもので、放課後や休日に、生活スキルの向上や社会との交流などを目指した支援を行っています。

次をお願いします。(スライド 56)

両サービスの実績ですが、利用者数は、両方とも増加傾向にあります。特に、放課後等デイサービスは、毎年度10%程度の伸び率で推移しています。

次をお願いします。(スライド 57)

目標の達成状況です。サポートファイルの所持率の推移です。サポートファイル所持率とは、年長児の就学相談を利用した児童で、サポートファイルを所持しているかどうか聞き取りができた人のうち、どれくらいの人が所持しているかを出したものです。この5年間の所持率は、表にありますとおり40~50%台と目標達成には至っておらず、一層の取組が必要だと考えています。また、ツールとしての使い勝手の悪さというご指摘も、先ほどもしましたが、あり方を再検討することも必要だと考えています。

サポートファイルの活用状況につきましては、就学相談での所持率だけではなく、別のタイミングでの所持状況や配布状況なども合わせて評価していくことが必要ではないかと考えています。

次をお願いします。(スライド 58)

各分野での取組をまとめた形になっています。

健診受診率の向上、早期発見から早期療育への連携、引き継ぎ等一定効果を発揮しており、保育・教育、そして福祉のサービスにおいても、一定向上が図れているものと評価しております。

一方、4つ目のひし形(◆)にありますように、複数の機関が発達支援に携わるなか、一人ひとりの発達に応じた切れ目ない支援を行うための情報共有のツールとして、サポートファイルの利用を進めてきましたが、十分な活用には至っていないため、来年度からの障害者計画の方でも、そのあり方について、利便性を高める観点からの検討を進めることとしています。

このようなことから、内部評価は「4、課題への対応を行い取組を継続」としました。施策課題の「障害児支援の充実」をはかるためには、これらの取組を継続して実施していく必要があると考えています。

次をお願いします。(スライド 59)

今後の方向性としては、子ども発達支援センターをはじめ、早期発見・早期療育にかかわる関係各課での取組の充実をはかるとともに、1人の子どもに複数の機関が支援することも増えているため、関係機関とのさらなる連携を目指します。

今回の報告では割愛しましたが、先天性疾患や医療的ケアの子どもを対象としたひまわり園の「ゆったりっこクラス」は、開始から5年経過し、心身の発達の確認や促しの場、また保護者のサポートなど、親子でゆったり過ごせる場となっていますので、引き続き取り組んでいきたいと思えます。

サポートファイルにつきましてはすでに述べたとおりです。

放課後等デイサービスなど、サービス事業所の職員のスキルアップ、また、卒業後の支援としては、就労アセスメント力の向上、学校や関係機関との連携の強化に取り組んでいきます。

以上で、報告を終わります。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご質問・ご意見ございませんか。

はい。沖田委員。

(沖田委員)

加配保育士について教えていただきたいです。さきほど家庭支援の保育の加配保育士については25パーセント以上いけば1園につき1名配置するという話で、単純に平均すると一人当たり40人くらいの計算になるのですが、こちら方は加配保育士174人に対して130人が配置されているということでしょうか

(有田委員)

障害時保育の支援者のことについてお願いします。

(保育幼稚園課 沖係長)

こちらにでてある数値というのは、配置数が子供さんの状態によって、保育士が1名が配置される場合と0.5名というのがあります。保育士1名が2名見る、もしくは4時間の配置を0.5名としているため。児童数と保育士の数にズレが生じており、保育士が少ないのはそのためです。

(有田委員)

障害の状況に応じて配置されるということですか

(保育幼稚園課 沖係長)

その通りです

(有田委員)

他に意見はありませんか。これ細かいことですが幼稚園も入ってるんですか。特別支援保育士というのは保育所だけでしょうか

(保育幼稚園課 沖係長)

こちらの数値は保育所とこども園です。入っている幼稚園もうこども園の方ですね。すみません幼稚園は入っていません。

(有田委員)

多分あの認定こども園の部分は「保育教諭」が職名になります。「保育士」という表記になると保育所だけになるので、今後は「特別支援保育者」にした方が間違いがないかなという風に思うところです。

他に意見はありませんか。

(宮地委員)

特別支援の問題はですね、入っている施設によって保育者の処遇が違ってきたりという事があるし、子ども家庭支援センターに行かされている、いわゆる保育所、幼稚園、認定こども園に行っていない子供に対しても十分に手厚い支援が入っていないという思いがずっとしている。厚労省、文科省、内閣府という風な省庁の部分があって、縦割りの文化になっている。高知市の子どもたちが育っていくに時に、保育園だったら、幼稚園だったらというような違いがないようなことを目指してもらえないかと思います。非常に難しいということはわかっています。先ほど有田委員長がおっしゃられた保育者にするのか保育士にするのかというような文言だけではなく、処遇も含めて子供たちに同じような光が当たるようなことを是非考えていただきたいというような意見です。以上です。

(有田委員)

高知市に住んで（いる子どもは）、どこの保育所に行っても、幼稚園に行っても、家庭のお子さんにも関わっていく形での支援をよろしくお願いいたします。
他にございませんか。

(斎藤委員)

斎藤と申します。聞こえますでしょうか。先ほどからサポートファイルの話が出ているのですが、使用状況は目標の達成率が横ばいで行っているんですけど、その対策として利便性を高めるといふところが出ているのですが、具体的にどんなところが便利でないと考えているのか。「今後のあり方を検討する」とあるんですけども検討されている内容があれば教えていただきたい。

(子ども育成課 片岡係長)

便利な点でないといふところで言いますと、手書きといふところが今のお母さん世代にとってはなかなか。状況が変われば書き直さなければならないといふところが不便だといふところ。さらに A 4 サイズよりもう一回り大きいサイズのリングファイルになっているのでかさばる。なかなかその辺りで使いづらいといふご意見を実際頂いております。逆に上手に使っている方なんかは書いて挟んでくださっている他に、スマホと上手く併用して、病院の先生にもらった検査結果はスマホで保管をしておいて支援者側の方に見せるとかでですね、上手に使って下さっている方がいるので、時代に合った形を考えていかなければならないと思っております。デジタル化も考えて行けなければならない。私たちはあまりそういった技術に詳しくないですが勉強しながらやっていきたいです。

(斎藤委員)

その点についてももう少しよろしいですか。この質問をさせて頂いたのはですね、利便性のことを具体的にお伺いしたいというのもあったんですけども、40%っていう数値はそれ以外の原因もあって使っていないということも考えられるのではないですか。

(有田委員)

その辺りの状況についてどのようにお考えですか。

(子ども育成課 片岡係長)

そうですね。

(有田委員)

斉藤委員には良いご意見がありますか

(斎藤委員)

前にこの会でサポートファイルを回覧をしていただいたことがあったと思うんですが、その時はなかなかいいなと思っていたところなんです。その中で、素人なので間違っているかもしれませんけれど、保護者が許容するしないという問題とか、他にも色々あるじゃないですかそんな問題があってサポートファイルを持たないというものがあれば対策が変わってくるのではないかと思ったんです。どうでしょう。

(子ども育成課 片岡係長)

ありがとうございます。受容や受け止めという問題はあるとは思いますが。ただそれを数値的に表したことはないので感覚的なことですが、発達障害等で相談を受けた時点での保護者の思いは個々それぞれというのが現状です。ですので、私たちもケースバイケースで対応していて、相談したから全部サポートファイルを渡すということは実際していません。やっぱりタイミングを見ながら、という形を取らせて頂いております。そのところは、ご意見頂きましたので、また引き続き配慮しながらやっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(斎藤委員)

ありがとうございました。この部分をもう少し深掘りしていただいてですね、ちゃんとした対策を立てていただき、適切な支援をしていただきたいと思います。

(有田委員)

きっと保護者の方で受け止めがとっても一番初めに我が子との課題にぶつかるころだと思いますのでの気持ちに寄り添っていきながらサポートファイルが どのような意味を持

つか、そここのところを分かっていたかできないことには活用に繋がりませんので、それぞれの保護者の思いをしっかりと受け止めていける、その上で保護者の方からご意見を頂きながら、是非改善の方に向かって、使用のパーセンテージが上がってくると思います。他にございませんか。なければ次に、報告といたしましてこども未来部の方からコロナ対策につきまして説明をお願い致します

こども未来部コロナ対策について

(子育て給付課 久松課長補佐)

先ほどまでは令和元年度の取り組みについての説明をさせていただきましたが、今年度令和2年はやはりコロナ対策というのがこども未来部の大きな課題になっておりまして、現状での経過報告という形になります。簡単に説明させていただきます。資料5をお願いいたします。資料上半分がですね昨年2月から12月までの期間、高知市内でのコロナの感染数の累計グラフに、主に市内の保育幼稚園の対応と関連事項トピックを交えた形で整理したものです。まず昨年2月ですけれども、それまでに県外ではポツポツと感染者が発生する状況を受けまして、市内の保育幼稚園については、登園前の検温の実施ですとか、消毒の徹底という形で受け入れ継続しつつ、家庭保育の協力を呼びかけておりました。その翌日2月29日に高知市第1号の患者が発生しました。以降、徐々に感染者数が増え始めまして、まず市内小中学校がですね3月6日から結果的に春休み延長等含めて5月24日まで臨時休校となりました。この間、全国では4月16日に緊急事態宣言が発出される中で市内の保育幼稚園の休園についてはやはり家庭にあたる影響というものが大きいので慎重に判断してたんですけれども最終的に4月20日からですねどうしても家庭保育が難しいという方に関しては受け入れを継続するという一部限定的な形で休園、約3週間措置を取りました。この期間、市内では感染者が約2か月半発生しないという状況が続き全国的にも徐々に季節が夏に向かっていたことが関係するかもしれませんが、落ち着きはじめた頃から国では7月22日にgotoキャンペーンを開始するなど経済的な活動に徐々にシフトしております。以降も完全収束には至らず最終的に昨年12月、それまでの2月から10か月間で累積100人の感染者数だったんですけど、最終12月1か月で350人以上が感染し一部大都市では緊急事態が発出されるような現状にいたるとというのが昨年のコロナの状況のまとめです。この期間、こども未来部の対応をまとめたものが資料下半分になります。まず、赤字ですね、5月7月臨時議会が開催されたんですけれども、これでこども未来部の補正予算を經常し、以降9月12月にも各補正予算、総額21億円強、国の財源等確保しながら補正予算を組みました。主に2つ、水色の感染拡大防止とオレンジの生活支援の大きく2つの取組に大別されるんですけれども、まず水色の感染拡大防止、上から順になるんですけ

れども、保育、幼稚園、児童クラブ、母子生活支援施設等と子育て関連施設でのですね、衛生用品の確保といった基本的な対策から始め、この中でやはりリモート会議とか SNS を使った連絡手段の確保というニーズが高まりましたので、ネット環境整備といったデジタル化の推進、それと元々、年度当初からインフルエンザ、高知市独自で助成対象中学生までということでスタートしてたんですけども、コロナ禍ということで受験とか通学とか行動範囲の広い高校生まで、いわゆる児童全般対象に助成を拡大しました。そのほか、分娩前の PCR 検査等の実施、現在でも継続して実施しております。それと下半分、生活支援につきましては4月5月の臨時休園、それと登園自粛期間の保育料とか児童クラブの施設利用料や保護者負担金の減免、副食費補助、それと子育て世帯ですね、市内児童約4万人を対象とした臨時給付金、それと特に負担が大きいと考えられますひとり親を対象とした給付金、こちらはですね、国の給付金+高知市独自の助成金を上乗せして夏場以降給付、それと12月にですね、さらに再給付という形もっております。それと、国の10万円給付の対象外だった胎児を育む妊婦さんへの、こちらも高知市独自支援となりますけども給付金というところも現在も継続をしてやっております。これらは主に取り組みのご紹介なんですけど、やはり私共もですね大事なのはコロナをきっかけとした取り組みなんですけれどもこれにとどまらずに例えば感染症対策、当然コロナに限りませんのでこれの施設運営のベースアップとかデジタル化の推進というの現場の負担軽減からひいては子育てサービスの向上という形につなげていくことが重要と考えておりますので引き続き来月の3月補正、それと次年度の当初予算にもコロナ対策をもりこみまして引き続き取り組んでいきます。以上で説明を終わります。

(有田会長)

はい。これにつきまして報告ということですので特にご意見等とありましたらどうしても聞いておきたい質問なんかがありましたら。

はい。ないようですので以上で議事がすべて終わりました。本当に予定の時間を少し過ぎまして本当に申し訳ございませんでした。皆様の活発なご意見をいただきましたことに感謝を申し上げます。

それでは、事務局の方にお返しいたします。よろしく願いいたします。

- (1) 来年度の開催について
- (2) 委員の再任について

(子育て給付課 藤原課長)

はい。事務局です。事務局から事務連絡といたしまして2点ございます。

まず1点目でございますが、来年度の子ども・子育て支援会議についてでございます。

本日举行しましたような事業計画の点検評価、次の2期計画の1年目ということで今年度の評価などを行うこととなりますので、その評価を中心に1～2回程度の開催を予定しております。

それから2点目はですね、委員さんの再任についてでございます。

本会議の委員の任期は条例で2年間となっております、皆様の任期はですね、本年の7月31日までとなっております。8月以降も引き続き、委員の皆様のお力添えを賜りたいと考えておりまして、委員の就任を引き続きお引き受けくださいますように宜しく願いいたしたいと思っております。

もし、どうしてもというようなご事情がございましたらですね、会議の終了後に事務局の方までお知らせいただきたいと思います、もしそういったことがなければ引き続き委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

・・・またよろしく申し上げます。

5月頃にですね、各団体への推薦依頼や同意、委員の皆様の承諾の書類をお送りさせていただきますので、ご返事をいただきますようよろしくお願いいたします。

引き続き、委員の皆様には会議への出席について、今後ご配慮いただきますようお願いいたします。

事務局より来年度の予定と委員の再任についてのご連絡となります。

以上を持ちまして、令和2年度 第1回高知市子ども・子育て支援会議を終了させていただきます。

本日は長い間、長い時間ありがとうございました。また、会議の当初に不手際がありまして開始時間が遅れましたことお詫び申し上げます。

有田会長をはじめ、委員の皆様、本日は本当にありがとうございました。

皆様、お気をつけてお帰りくださいませ。

リモート参加の皆様は退出ボタンを押していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

どうも、ありがとうございました。